

こども医療費助成事業に係る貸付制度

こども医療費助成の新たな制度が始まります。

● 「貸付制度」とは？

医療機関窓口での支払いが困難な方に対して、市町村が医療資金を貸し付けることにより、こどもの疾病の早期治療を目的としています。

病院で、市町村長が交付する資格認定証（貸付制度）と保険証を提示して受診し、保険の自己負担分の支払いを保留します。利用者は市町村から医療資金を借り受け、病院に自己負担分の支払いを行います。市町村からの貸付金はこども医療費助成金により返済される方法です。

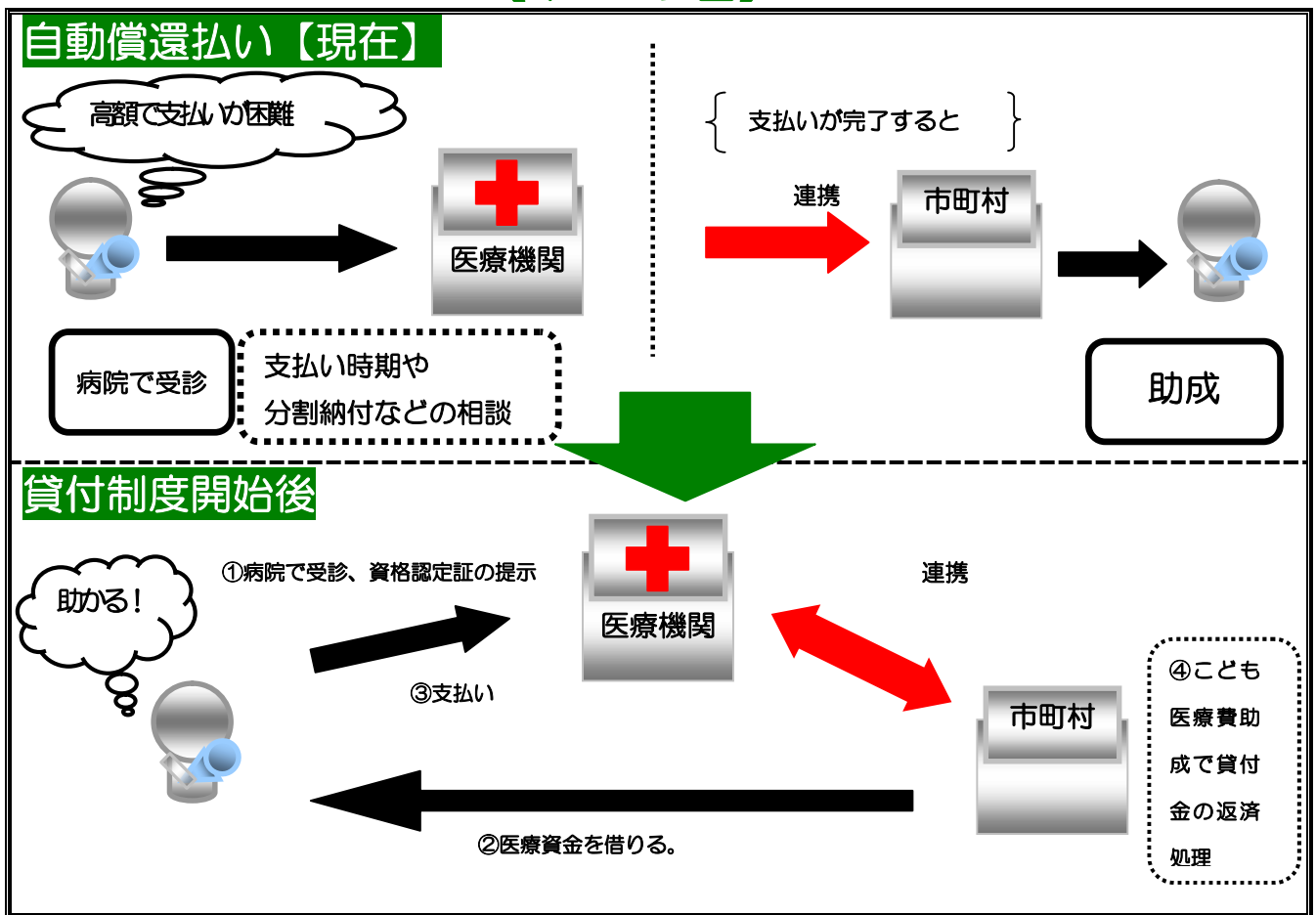
※医療費の自己負担分の支払いが困難な方でも資金を借り受け安心して治療が行えます。

● いつから始まるの？

平成28年10月から契約医療機関で貸付制度を利用することができます

平成28年10月受診分から、契約医療機関等で取り扱うことができます。
※制度の開始時期は市町村により異なりますので、お住まいの市町村（こども医療費助成事業担当課）に確認してください。

【イメージ図】



<→裏面へ続きます>

● 何か特別な手続は必要ですか？

市町村で手続を行う必要があります！

貸付制度を利用するためには、市町村窓口で資格の認定を受ける必要があります。制度を利用できる方は、

- ・ ども医療費助成事業の対象者であること
- ・ 非課税世帯であること

ただし、医療費が高額で支払いが困難と市町村長が認める方を含むであり、市町村長が審査のうえ資格認定証を交付します。

● 資格認定証の提示はいつするの？

病院へ資格認定証の提示が必要です

原則、病院で資格認定証の提示がなければ、貸付制度方式の取扱いはできませんので、病院での受診のたびに資格認定証を提示していただくことになります。月初めだけの提示ではなく、2回目以降の受診等の際も資格認定証を提示してください。

● 全ての医療費が対象になるの？

ども医療費助成事業の対象となる経費です

ども医療費助成事業で助成できる経費となります。保険外診療、入院時食事療養費、選定療養費（紹介状無しで大きな病院を受診したときの初診加算料など）は病院窓口で支払う必要があります。

● 医療費が高額で支払えないけど、遡って認定できないの？

特例として、遡って利用できることがあります。

貸付制度を利用するためには、市町村窓口で資格の認定を受ける必要があります。しかし、医療費が高額で支払いが困難である場合は、特例として認められることもありますので、お住まいの市町村（ども医療費助成事業担当課）に確認してください。

● 借りた医療費の支払いを忘れてたらどうなるの？

必ず、医療機関に支払いを行う必要があります！

医療費は、医療機関での支払いを免除されたのではなく、支払いを保留しているだけです。借りた医療費を医療機関に支払わない場合は、貸付制度の利用ができなくなることがあります。